

同和問題関係年表

1871 (明治4) 年 10月	「解放令」(太政官布告) 布告
1947 (昭和22) 年 5月	日本国憲法施行
1948 (昭和23) 年 12月	世界人権宣言、国連総会にて採択
1953 (昭和28) 年 4月	厚生省(当時)が隣保館設置についての予算を計上
1958 (昭和33) 年 10月	内閣に同和問題閣僚懇談会を設置
1960 (昭和35) 年 8月	同和対策審議会設置法の施行
1961 (昭和36) 年 11月	同和対策審議会委員の任命
12月	内閣総理大臣から同和対策審議会に対し、「同和地区に関する社会的及び経済的諸問題を解決するための基本的方策」について諮問
1965 (昭和40) 年 8月	同和対策審議会から「同和地区に関する社会的及び経済的諸問題を解決するための基本的方策」についての答申提出
1969 (昭和44) 年 6月	広島県同和対策基本方針の決定
7月	同和対策事業特別措置法の施行
1970 (昭和45) 年 3月	同和教育行政施策の方針決定(広島県教育委員会)
5月	広島県同和対策事業行政施策の方針決定
1975 (昭和50) 年 11月	部落地名総鑑事件発覚
1978 (昭和53) 年 11月	同和対策事業特別措置法の延長
1981 (昭和56) 年 12月	同和対策協議会から「今後における同和関係施策について」意見具申提出
1982 (昭和57) 年 4月	地域改善対策特別措置法の施行
4月	地域改善対策協議会設置
1984 (昭和59) 年 6月	地域改善対策協議会から「今後における啓発活動のあり方について」意見具申提出
1986 (昭和61) 年 12月	地域改善対策協議会から「今後における地域改善対策について」意見具申提出
1987 (昭和62) 年 4月	地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の施行
6月	えせ同和行為対策中央連絡協議会設置
1991 (平成3) 年 12月	地域改善対策協議会から「今後の地域改善対策について」意見具申提出
1992 (平成4) 年 3月	地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律の施行(一部事業についての法の5年延長)
1993 (平成5) 年 6月	平成5年度同和地区実態把握等調査(地区概況調査)の実施
11月	平成5年度同和地区実態把握等調査(生活実態調査、意識調査)の実施

1996 (平成8) 年	5月	地域改善対策協議会から「同和問題の早期解決に向けた今後の方策の基本的な在り方について」意見具申提出
	7月	「同和問題の早期解決に向けた今後の方策について」閣議決定
	12月	人権擁護施策推進法の公布
1997 (平成9) 年	3月	地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律の施行 (一部事業についての法の5年延長)
	3月	人権擁護施策推進法の施行 人権擁護推進審議会設置
	5月	法務大臣、文部大臣、総務庁長官 (当時) が人権擁護推進審議会に対し、「人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育及び啓発に関する施策の総合的な推進に関する基本的事項」(諮問第1号) について諮問 法務大臣から人権擁護推進審議会に対して、「人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項」(諮問第2号) について諮問
	7月	人権教育のための国連10年推進本部が『人権教育のための国連10年』に関する国内行動計画』を公表
	7月	人権擁護推進審議会が「人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育及び啓発に関する施策の総合的な推進に関する基本的事項について (答申)」を提出
2000 (平成12) 年	7月	人権擁護推進審議会が「今後論議すべき論点の整理」を公表
	12月	人権教育及び人権啓発の推進に関する法律の施行
2001 (平成13) 年	5月	人権擁護推進審議会が「人権救済制度の在り方について (答申)」を提出
	12月	人権擁護推進審議会が「人権擁護委員制度の改革について (諮問第2号) に対する追加答申)」を提出 広島県の同和対策事業の見直し
2002 (平成14) 年	3月	「人権教育・啓発に関する基本計画」閣議決定 地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の失効
	5月	広島県人権教育・啓発指針策定
	11月	広島県人権啓発推進プラン策定
	12月	広島県人権教育推進プラン策定
2011 (平成23) 年	4月	「人権教育・啓発に関する基本計画」一部変更
2016 (平成28) 年	12月	「部落差別の解消の推進に関する法律」の施行